

# 提出書類一覧表 (全2ページ)

書類No.①～⑩は、「生計維持関係申告書」の添付書類欄のNo.と符合しています。「生計維持関係申告書」を記入のうえ、必要な書類を確認してください。

なお、書類入手先が当健保ホームページとなっている書類や当健保指定フォーマットは、ホームページの『申請書一覧』にあります。

[注意事項]

1. 「健康保険被扶養者（異動）届」に必要な提出書類を添付し、被扶養者の事実が発生した日から5日以内に、事業所（会社）経由で健康保険組合に届くよう提出してください。事由発生日より5日以内に健康保険組合に提出されなかった場合や、提出書類に不備があった場合には必ずしも事由発生日が認定日とはなりません。
2. 下記提出書類にマイナンバーの記載は不要です。
3. 日本語以外の書類については、すべて和訳が必要となります。和訳者の住所・氏名・捺印も必要となりますので、ご注意ください。
4. 添付書類に不足、不備があった場合、また、申請ケースにより必要と判断した場合は、**この提出書類一覧表に記号や記載がない書類を追加で提出いただくことがあります。**

[記号の説明] ●・・・必ず提出いただく書類 △・・・該当する場合、提出いただく書類 ※・・・当健保が必要と判断した場合に提出いただく書類

提出書類	申請対象者		子					父母・祖父母・曾祖父母・兄弟姉妹・孫		養父母	3親等内親族	左記以外の親族	書類入手先
	配偶者	内夫・内妻	新生児	義務教育課程までの子	義務教育課程までの養子女	左記以外の子	左記以外の子	血族	姻族				
※マイナンバーの記載は不要です。													
生計維持関係申告書（Ⅰ） 配偶者の申請用	●	●											
生計維持関係申告書（Ⅱ） 子の申請用					●	●	●					当健保ホームページ	
生計維持関係申告書（Ⅲ） 配偶者・子以外の申請用								●	●	●	●		
<b>続柄確認のため ※ただし、以前、当健保組合にて同じ続柄で被扶養者として認定されていた場合は不要</b>													
① 住民票謄本（写） * 続柄必須、申請日前6ヶ月以内発行のもの	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
② 戸籍謄本（写） * ①で続柄が確認できない場合 * 申請日前6ヶ月以内発行のもの	△	●	△	△	●	△	●	△		●	△	市区町村役所	
③ 被保険者の戸籍謄本（写） * 申請日前6ヶ月以内発行のもの		●											
<b>居住、他の扶養義務者の確認のため</b>													
① 住民票謄本（写） * 世帯全員、続柄必須 * 申請日前6ヶ月以内発行のもの	※	※	※	※	※	※	※	※	※	●	※	●	市区町村役所
<b>身体に障害のある場合</b>													
④ 障害者手帳（写）	●	●					●	●	●	●	●	●	市区町村役所
<b>被保険者と別居している場合（申請対象者の生活費の大半を、被保険者の送金によって維持されているかどうかの確認）</b>													
⑤ 直近3ヶ月分の送金証明（写） * 振込通知書の場合は、日付・金額・振込人・受取人が記載されているもの * 通帳の写しの場合は、通帳の名義人が記載されている部分と、日付・金額・受取人（または振込人）が印字されている明細部分 * 申請対象者が「子」で学生の場合は、 <u>学生証（有効期限記載必要）</u> 、または <u>在学証明書</u> を提出することで送金証明は不要。ただし、一旦扶養からはずれて再申請する場合を除く。 なお、英会話学校や資格取得のための「民間教育機関（通信教育含む）」に在籍する方は学生には含みません。	※	※					●	●	●	-	●	-	
⑥ 送金に関する確認書 * 被保険者が単身赴任による別居の場合、および申請対象者が「子」で学生の場合は不要	※	※					●	●	●	-	●	-	当健保ホームページ
⑦ 単身赴任証明書（在籍会社発行） * 被保険者が単身赴任による別居の場合	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	在籍会社
<b>事由発生の証明のため</b>													
⑧ 婚姻受理証明書（写） * 婚姻による申請の場合	△												市区町村役所
⑨ 健康保険資格喪失証明書（写） * 直近が国民健康保険、または当健保の場合は不要	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	直近に加入していた健康保険組合等
⑩ 傷病手当金請求放棄についての誓約書 * 扶養申請前に傷病手当金を受給していたが、扶養申請日以降は傷病手当金を受給しない場合	△	△					△	△	△	△	△	△	当健保ホームページ

提出書類 ※マイナンバーの記載は不要です。	申請対象者	配偶者	内夫・内妻	子					父母・祖父母・曾祖父母・兄弟姉妹・孫		養父母	3親等内親族	書類入手先
				新生児	義務教育課程までの子	義務教育課程までの養子女	左記以外の子	左記以外の養子女	血族	姻族			
<b>事由発生証明のため</b>													
⑪ パスポート（写） 入出国が記載されている部分 * 日本への入国による申請の場合		△	△		△	△	△	△	△	△	△		
⑫ 学生証、在学証明書、入学許可証（写） * 一旦扶養からはずれて、学生になるため、再申請の場合 * 学生証は、有効期限記載必要		△	△				△	△	△	△	△	関係先等	
<b>収入証明のため（義務教育課程までの申請対象者については、提出不要）</b>													
⑬ 非課税証明書（写）		△							△			市区町村役所	
⑭ 廃業届等（写） * 廃業した事実を証明できるもの		△							△			関係先役所	
⑮ 退職証明書 * 当健保ホームページに当健保指定フォーマット有 * 当健保指定フォーマットの内容を網羅している場合は先方の書式でも可 * 退職日の記載されている源泉徴収票（写）でも可		△							△			当健保ホームページ （退職した勤務先にて証明）	
⑯ 離職票1・離職票2（どちらも写） * 雇用保険に加入していた期間の長さや失業給付受給の有無にかかわらず提出必要 * 離職票入手までに時間がかかる場合は、当健保指定の退職証明書でも可。 ただし、離職票入手次第、提出必要。 （退職証明書は、当健保指定フォーマットの内容を網羅している場合は先方の書式でも可とするが、源泉徴収票は不可とする）		△							△			退職した勤務先	
⑰ 雇用保険受給資格者証（両面写） * 退職による申請の場合、入手までに時間がかかるため、申請後、提出すること		△							△			ハローワーク	
⑱ 受給期間延長通知書（写） * 退職による申請の場合、入手までに時間がかかるため、申請後、提出すること		△							△			ハローワーク	
⑲ 雇用保険失業給付受給に伴う誓約書		△							△				
⑲ 雇用保険失業給付受給延長に伴う誓約書		△							△			当健保ホームページ	
⑲ 雇用保険失業給付受給権放棄に伴う誓約書		△							△				
⑳ 直近3ヶ月分の給与明細書（写） * 申請対象者名、支払年月、会社名明記 * 給与明細書がない場合は、当健保指定の収入証明書		△							△			勤務先	
㉑ 雇用内容証明書 * 当健保ホームページに当健保指定フォーマット有 * 当健保指定フォーマットの内容を網羅している場合は先方の書式（雇用契約書の写し）でも可		※							※			当健保ホームページ （勤務先にて証明）	
㉒ 収入に関する確認書		※							※			当健保ホームページ	
㉓ 直近の年金振込通知書、改定通知書（写） * 申請対象者名、通知発行日明記		△							△			日本年金機構	
㉔ 直近の基金振込通知書、改定通知書（写） * 申請対象者名、通知発行日明記		△							△			基金支払機関	
㉕ 制度共通年金見込額照会回答票 * 60歳以上の方で年金や基金がない方は必須 ただし、当健保組合に提出したことがある場合は不要		△							△			日本年金機構	
㉖ 直近の確定申告書・収支内訳書（写） * 税務署の収受印必要		△							△				
㉗ 諸手当の支給決定通知書（写）		△							△			関係先等	
㉘ 収入の事実がわかる証明書（写）		△							△			関係先等	